

## 農業共済団体に対する貸付金利について

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が民間金融機関から借り入れて農業共済団体に貸し付ける場合には、信用基金の貸付金利が、信用基金が民間金融機関から借り入れる金利と逆ざやにならないよう、適切な水準とする必要がある。
- (2) 今中期目標期間中には、農業共済団体への貸付けの実施は下表のとおり限定的であったが、今後は全国農業共済組合連合会が実施する農業経営収入保険事業について、新型コロナウイルス感染症や農産物価格の低迷等の影響を受け、保険金の支払が増加しており、令和5年度中にも貸付原資となる全国農業共済組合連合会からの出資金を越えて、貸付けが発生し、その後も貸付けが発生する可能性があるものと見込まれる。

表 第4期中期目標期間中の農業共済団体への貸付状況

(単位：千円)

	貸付先	貸付金額
H30年度	沖縄県農業共済組合	100,000
	岐阜県農業共済組合連合会	290,000
R1年度	千葉県農業共済組合連合会	1,000,000
R2年度	福岡県農業共済組合	500,000
	佐賀県農業共済組合	989,207
R4年度	宮崎県農業共済組合	500,000

- (3) このように、収入保険事業への貸付けが見込まれる中で、第5期中期目標期間の開始に向けて、貸付金利の水準について検討を行ったところ、信用基金内で同様に出資金を越えて、共済団体への貸付業務を行う漁業災害補償関係業務と同様の金利水準とするのが適当と考えられることから、従前「TIBOR レート+0.15%」としていた信用基金から収入保険事業への貸付金利について、調達金利の動向を踏まえ、令和5年4月から「TIBOR レート+0.35%」に変更することとする。

なお、農業共済事業に係る貸付けについては、近年の貸付実績額が農業共済団体等からの出資金の範囲内にとどまり、借入金利の影響を考慮する必要が薄いことから従前通り「TIBOR レート+0.15%」とする。

- (4) なお、昨年後半から漁業災害補償関係業務において、調達金利と貸付金利の差に縮小がみられること等から、今後の金融動向を注視しつつ、必要に応じて更なる見直しを行うものとする。